

# クリスティアン・シュタルクの憲法構想について ——ドイツ再統一に関する諸論稿を基礎として(1)——

菟 原 明

## 目次

### はじめに

- 基本権論（以上、本誌第四卷第一号）
- 中間的考察—保護義務論（以上、本号）
- II 人間の尊厳論
- III 憲法の優位と連邦憲法裁判所
- IV 憲法国家論
- V 憲法解釈論

おわりに

### 中間的考察—保護義務論

I 話題提起 「本稿(1)<sup>(1)</sup>」およびドイツ新連邦州の憲法を比較研究した彼の著書 (Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine vergleichende Untersuchung, C. F. Müller Juristischer Verl., 1994)<sup>(2)</sup> を基づいて彼の憲法構想を展開した「本稿(1) 総論」において、クリスティアン・シュタルクの基本権構想の概要は、明いかにも得たかと

クリスティアン・シュタルクの憲法構想について

思われる。<sup>(4)</sup>ここで、今一度それを簡単に確認し、次の課題に移ることとする。彼の基本権構想とは、大要以下のような基本骨子に基づくといえる。<sup>(4)</sup>①基本法の保障する基本権は、古典的基本権すなわち防禦権を意味し、基本権の配分請求権的読み替えは、原則的に許容されないこと（例外・基本法第一条第一項に由来する最低限生活保障および同第七条第四項の私立学校規定）、したがって、この主張からは、（新）連邦各州が、その憲法に基本権を導入することや、国家目標もしくは社会的基本権を導入することに対し、②基本法の保障する基本権は、州のすべての公権力をも拘束するが故に、その憲法に基本権カタログを新規に採用する必要性は殊更にないこと、また③いわゆる古典的基本権（＝防禦権）と国家目標もしくは社会的基本権とは明確に区別されねばならないこと、が帰結すると同時に、④基本法施行後に発生した新たな基本権問題（例・データ保護等）は、連邦憲法裁判所の裁判例の蓄積とその進展過程において、基本法の保障する基本権の拡充や比例性原理の適用を通じて、その保障がカバーされるが故に、これらの新種の基本権を新連邦州憲法に採用することは不要である、とする骨子である。<sup>(5)</sup>このような基本権観を支える基本法の予定する彼の理解する人間像、基本法の前提となる民主的憲法国家の予定する彼の理解する人間像とは、「神学的個人主義 (theologischer Individualismus)」に基づく人間像である。彼はいう、「民主的憲法国家が前提とする人間像とは、自由でかつ自己の責任で行為する状況にある人間像である。ヨーロッパ文化の本質的な要因は、神の前での個人の責任のうちに聖書的・神学的出発点を有する人間としての個人 (menschliche Person) の地位である。この神学的個人主義は、人間主義 (Humanismus)、宗教改革および啓蒙を通じて、世俗化の過程に服したのであり、この世俗化の過程から、ヨーロッパの歴史とヨーロッパの法とを決定的に特質づけることとなつた個人の法的地位は由来することとなつた」、と。

ところで、彼が、社会的基本権を否認する論拠の一つとして指摘するのは、社会的基本権は、このような民主的憲法国家を脅かすことにならざるを得ない、という」とである。そして、彼は、その兆候を、基本法の予定する前述の市民

の自己責任を蚕食する社会国家の発展のうちに、つまりは現時のドイツ連邦予算の歳出の大部分が社会的調整のためにあてられて いるとい う社会国家の発展のうちに、それと同時に、基本法は、古典的基本権を保障するという点に、看取(7)する。このよう な彼の構想は、両院合同憲法委員会でのこの問題の審議(8)における、社会的基本権の基礎法への導入賛成論に対する反対論と、その思考論理の展開の上で通底しているとい い得る(9)。したがつて、シユタルクの基礎権構想をよ り良く理解するために、比較検討の材料として、ここで簡単にでもこれに触れておく(10)ことが有益である。これにつき、U・ペンスキーは、この反対論を七点に総括する。彼の総括によると、①基本法は、一般的社会国家原理を別とすれば、当初から単なるプログラム規定とかアップペール規定を放棄しており、「直接適用可能で、執行可能な権利法（Rechts-gesetz）としての憲法」を意味する、②このプログラム規定とかアップペール規定とかは、議会から「最重要な形成責務」を、すなわち、「国家活動のガイドラインを確定し、これを共同体の需要の変化に適合させる」という責務を、奪い取ることとなると同時に、議会の「権威の喪失」に寄与する」となる、これとともに、③国家責務の配慮の優先性と範囲に関する決定は、「裁判可能性の領域に」移され、これによって、「権力バランスの重大な重点移動」が惹起される」となる、④社会的国家目標を憲法に採用することで、その都度の社会的状況と関連して、この社会的国家目標の法的序列やその具体化につき、ほとんど解決不可能な問題が発生する」となる、⑤このような規定にあっては、「憲法条文と憲法現実間の乖離」が生じ、これは、相鄰に「政治嫌悪（Politikverdrossenheit）」に寄与するはずである、⑥国家を社会的に義務づけることは、社会国家原理を通じて既に十分に定着をみている、⑦単純立法者を通じて国内法化される（umsetzen）、国際条約や協定から社会的義務が生じることとなる、とい うものである。ついでながら参考のために、これらが長くなるが、ハハド両院合同憲法委員会による国家目標規定の定義につき引用しておくる。それは、「國家目標規定とは、国家の活動に特定の責務を一事態に即して限定される目標を—継続して顧慮し、履行することを

指図する法的に拘束する効果をもつ憲法規範である。それは、国家活動の特定のプログラムの見取り図を描き、そして、これによつて国家が活動するための、また法律やその外の法規定を解釈するための方針または指針となる。通常の場合、国家目標規定は立法者に向けられているが、これによつて、この規範が、執行部と裁判のための解釈方針でもあることが排除されるわけではない。：国家目標規定は、どのような方法でまたどの時点で、立法者は、自己に厳命されている国家責務を法律を通じて履行するか、そして、それに際して、たとえばまた公的給付を求める個人の請求権または第三者に対する個人の請求権が成立するとされるのか、を立法者の政治的形成の自由に委ねる」、というものである。以上のことから、「国家目標規定は、単に立法者にのみ向けられているにすぎない立法委託や、特定の分野で活動することを、立法者に対し単に督励するにすぎないプログラム規定そして訴求可能な、個人の法的地位を創設する社会的基本権とは区別される。<sup>(11)</sup>」

さて、本稿では、シュタルクの「人間の尊厳」論を検討するに先立つて、彼の大要以上のような基本権論と「人間の尊厳」論を結合する中間的考察として、国家の「基本権の保護義務 (grundrechtliche Schutzpflicht)」に関する彼の思考を検討することとする。その理由は、彼の国家の基本権の保護義務論に対する思考態度を通じて、本論（一）で展開した彼の基本権論が、どのように具体化されているのか、換言すれば、彼の基本法の基本権＝古典的基本権＝防禦権という理解からすれば、とりわけ近年ますます問題となつてゐるようと思われる国家の基本権保護義務は、どのように解されることとなるのか、という点にある。さらにもた、その理由は、國家の保護義務論を基礎づける規定とされる基本法第一条第一項「人間の尊厳は、不可侵である。これを尊重し、保護することは、すべての国家権力の義務である」に関し、彼の「人間の尊厳」理解を窺い知ることで、次稿での解明対象でもある彼の「人間の尊厳」論にも直接接続していく、という点にある。断るまでもなく、この基本権の保護義務の問題を扱うに際して、その重点は、この問題領域

それを体験するところのやせたく、シタルクの憲法構造は、この問題領域が、もよおな拉轡を取るところを確定するところである。

## 註

- (1) 本誌第四巻第一号九一頁引。ト。
- (2) クリスティーナ・シタルクの本書に対する評論として、① U. Berlit, Wilhelm Kanther, Die neuen Landesverfassungen im Lichte der Bundesverfassung, Diss. jur. Köln 1993. Christian Starck, Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine vergleichende Untersuchung, Heidelberg (C. F. Müller) 1994, 60 S., DM 34,-, in: Kritische Justiz, Jg., 28, 1995, S. 269-279. ② T. Friedlich, Christian Starck: Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine vergleichende Untersuchung, Heidelberger Forum Bd. 89, C. F. Müller Juristischer Verlag, Heidelberg 1994, 60 S., DM 34,-, in: AöR Bd. 120, Heft 4, 1995, S. 666f. ③ 同上。ノルマニクの本書は英語で書かれていたのである。Vgl. Christian Starck, The Constitution of the New German Länder and their Origin: A Comparative Analysis, with an English translation of the Constitution of Mecklenburg-Western Pomerania, Konrad-Adenauer-Stiftung, 1995. たゞ、新連邦州は、これまで再統一後、その国家の特徴や組織的形成から第1改正がもたらされた結果、「改憲や改訂」既存法典が新たな憲法裁判所の司法によって、憲法の解釈や憲法の組織から成る第1改正がもたらされた結果、「改憲や改訂」 M. Kilian/H. Malinka, Die Verfassungen der neuen Bundesländer im Spiegel der Kommentarliteratur, in: DÖV, 49 Jg., 1996, S. 265ff. たゞ、まだ、連邦国家とその憲法による連邦憲法の改憲や改訂、連邦憲法の改憲や改訂、「1990年7月5日の最初の改憲決議」と表記して、改憲の権限は憲法裁判所の権限・憲法裁判所の権限や彼の最近の解釋、Die Bundesstaatlichkeit und die gemeinsame Verfassungskommission, in: J. Goyde, D. Rauschning, R. Robra, H.-L. Schreiber, Ch. Wulff (Hrsg.), Vertrauen in den Rechtsstaat. Beiträge zur deutschen Einheit. Festschrift für Walter Remmers, 1995, S. 159ff など、「1990年7月5日の改憲」である。Die, Eckpunkte der Bundesländer für den Föderalismus im vereinten Deutschland” とある。vgl. Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 3/90, S. 461-463; 45回憲法裁判所の権限・裁判所の権限、Recht und Politik, 1994, 4, S. 194ff. など。
- (3) 本誌第四巻第一号九一頁引。
- クリスティーナ・シタルクの憲法構想について



の諸制度を理解し、また、これらの制度に相応する憲法規範を解釈する真摯な法律学的努力の基礎にある」ということである。

- (∞) Vgl. H. Roggemann, Fragen und Wege zur Rechtseinheit in Deutschland, Berlin Verlag Arno Spitz GmbH 1995, S. 103f. な  
如亘憲法ノ体心の後の纏縛ルが、マニハ全体の纏縛を取たリヤルヒテルの數體ノ出羽はシテシムカニハノ、繩縛がゐるル  
シヌル事無キナシ。ト縛垣シ「ハシルヘシ」金体の憲法の基礎ルコトダ、ただ基本法が考慮れねハシタニヤアタシルル  
長編安ヒサシガタカヒタ」アル。ホト、マニハ再統一実現後の纏縛改轉シ、如亘憲法ノ体心の纏縛改轉編繩が廿心ルヘシ縛ル  
ノ、H.-L. Batt, Die Grundgesetzreform nach der deutschen Einheit, Akteure, politischer Prozeß und Ergebnisse, Leske +  
Budrich, Obladen 1996 現ル。

(σ) Vgl. Bericht der Gemeinsamen Verfassungskommission, BT-Drucks. 12/6000, S. 77, S. 80f., 5. 11. 1993. ヘ縛知の入サレバ  
トゼ、ハ縛垣母央大御教數のキサセ要ニ申だ。縛シテ縛縛シタム。

(Ω) Vgl. U. Penski, Zur Frage der Aufnahme sozialer Grundsätze in das Grundgesetz, in: Recht und Politik, 1995, 3, S. 153. ホ  
ト、vgl. H. H. Klein, Kontinuität des Grundgesetzes und seine Änderung im Zuge der Wiedervereinigung, in: HdbStR VIII, C.  
F. Müller 1995, § 198, Rn. 58ff, insbes. 69ff.

(Π) 如亘憲法ノ体心、社公私國権田縣の領域ヤツクシテナム縛知アリタハシナム。ホウルアフ、Bericht der Gemeinsamen Verfa-  
sungskommission, BT-Drucks. 12/6000, 5. 11. 1993, S. 77 ド、國権田縣規定シ。Der Bundesminister des Innern und der Bundes-  
minister der Justiz (Hrsg.), Staatszielbestimmungen/Gesetzgebungsaufträge, Bericht der Sachverständigenkommission, 1983,  
Rz. 7 ド、国権田縣ノ基ヘキ、ハスル回 | の役職を迷田シテシ。ルスルアムナ、國権田縣規定シの本の類似ヤハニ縛縛シの凶罰等  
シテナヘリ。一九八三年の毒正法ノ体心ノ基ヘキ、石村修修大御教數の尽力を傳だ。縛シテ縛縛シタム。

委員会の構成員や、ハスルカ・ハリハカ、石村修修「マニハ連邦共和國における環境権」(毒正法第50-60111九貢ムト) エ輪固。國  
環境保護は、國家田安體シルハド、ハスルカド全然問題ハセリトナム、國家の出羽逆バ、國家の責任務シ十分ヒキ付ハヤル、ハ  
シカカヘリ。ハスルカ、ハスルカ題縛のトシ、「環境保護ハ國権の出羽逆シの認承逆」ハスルカセ、D. Murswieck, Umweltschutz als  
Staatszweck, Die ökologischen Legitimitätsgrundlagen des Staates, Economica Verlag 1995; ders., in: Sachs, Grundgesetz-  
Kommentar, C. H. Beck 1995, Art. 20a GG Rn. 12-21.; ders., Staatsziel Umweltschutz (Art. 20a GG), in: NVwZ, 15 Jg., 1996,  
S. 22ff.; ders., Ein Schritt in Richtung auf ein ökologisches Recht, Zum, Wasserpfennig-Beschluß des BVerfG, in: NVwZ, 15.  
Jg., 1996, S. 417ff.; A. Uhle, Das Staatsziel, Umweltschutz und das Sozialstaatsprinzip im verfassungsrechtlichen Vergleich, in:  
Jus 2/1996, S. 96ff.; M. Klopfer, Umweltschutz als Verfassungsrecht: Zum neuen Art. 20a GG, in: DVBl 2/1996, S. 73ff. 「國  
縛田縣」ハスルカ縛縛、治母縛垣改組及縛垣上ノ縛縛シテル、重職大御教數ハスルカ、重職大御教數ハスルカ、ハスルカ

Soziale Staatsziele, in: Die Personalvertretung, 1995, 11, S. 485ff.

(21) Vgl. H. Dreier, Subjektiv-rechtliche und objektiv-rechtliche Grundrechtsgehalte, in: Jura 1994 Heft. 10, S. 512.

## II 基本権の保護義務について

— はじめに シュタルクのこの問題領域に関する論稿としては、①ふわむる第一次墮胎判決と称される、一九九一(1)年五月二八日の連邦憲法裁判所判決を対象とする „Der verfassungsrechtliche Schutz des ungeborenen Lebens“および②彼が、一九九三年一一月二十五日に、連邦憲法裁判所裁判官を前にして行なった講演を元として、その第一次稿に基づき、カール・ハーベルト・ペイン（彼のドクター・ファーテーは、シュタルクである）と徹底的な討議を経て作成された連邦憲法裁判所判決を批判的に検討する „Grundrechtliche Schutzpflichten“<sup>(2)</sup>とを挙げる事がやれる。論稿②は、その表題からも明らかかなようだ、基本権の保護義務論を正面から語ったものである。したがって、以下では、この論稿②を基礎に、彼のこの問題領域に関する思考構造をみていくこととする。

— 定義と論点 基本権の保護義務とは、シュタルクによれば、「判決や学説によれば、とりわけその市民の健康、自由、所有権およびその外の法益や、憲法上承認された制度を保護する国家の義務」<sup>(3)</sup>と定義される。その主要な論点は、基本法の保障する基本権が、国家に対する市民の防禦権の性格を基調とする事から<sup>(4)</sup>、国家以外の基本権侵害者つまり第三者による基本権侵害に対し、国家は基本権保護の措置をとることが義務づけられる、といふことから生じる。<sup>(5)</sup>たとえば、考えられ得るそのようないくつかの論点を挙げれば、基本権の保護義務もしくは国家の保護義務<sup>(6)</sup>は、基本法上どのようにして根拠づけられるのか、その保護対象とは何か、その名宛人とは誰か、第三者とは誰を包摂する概念か、保護義務は国家の活動を義務づけねばならぬが、それは、給付請求権または社会的基本権との区別があるのか、

等々である。とりわけ、J・イゼンゼーがいうように、「基本権の保護義務論を特徴づける、国家—被害者—加害者と  
いう基本権の三極関係において、被害者には基本権上の積極的地位すなわち保護を求める権利が帰属し、加害者には消  
極的地位すなわち侵害防禦を求める権利が帰属する」<sup>(8)</sup> ということからすれば、基本権の保護義務の問題性は、第三者に  
よる基本権侵害に対する国家の作為義務を要求する、という特質をもつこととなる。そこから、いわゆる「基本権の第  
三者効力」論という問題領域は、この基本権の保護義務の問題性と現象的には構造上の類似性をもつが故に、基本権の  
第三者効力論は、この問題領域の重要な部分として新たな展開を見るにいたっているといえよう「後述(六)」<sup>(9)</sup>。

三 基本権の保護義務の限定 問題性は、以上のように、基本権の防御権的性格を超えて、国家の作為を要求する点  
に現れてくる。この作為義務は、その名宛人との関連でいえば、①連邦と州の議会立法者に対しては保護法律の規律責  
務として、②執行部に対してはこの保護法律（裁量の行使を含む）を執行する義務として、③裁判所にとつては、立法  
部や執行部の当該作為や不作為を（憲法）裁判上審査するための、また、民事事件の裁判所による裁決のための基準  
として現れてくるが、シュタルクは、この基本権の保護義務を首肯する根拠を、国家の保護義務が、基本権と関連させ  
られ、そして、基本権のうちにその場を得たという点に、すなわち、「ドイツの法学と法実践の基本権中心主義  
(Grundrechtszentriertheit)」のうちに求める。<sup>(10)</sup>

とはいえるが、この保護義務には、「基本権の (grundrechtlich)」という形容詞が附されていることから、この形容  
詞が保護義務を基本権と関連づけるに際して、一定の限定を劃することとなるという。具体的には、①基本権は、国  
家に尊重だけではなく、明文で保護をも要求するかぎりにおいて、基本権上の保護請求権、すなわち、憲法レベルでの  
主觀的権利が、既に基本法の文言から生じる、②これとは異なり、①以外の基本権の客觀法的側面が、憲法上の保護義  
務を獲得するために利用されるばあいには、厳密には明文で確定された基本権上の保護義務との相違を保持するため

にも、国家のたんなる責務で満足されなければならず、これには市民のいかなる権利も対応しない、③しかし、また、「基本権の」という形容詞は、客観法上の義務状況を主観法的に補完するための基礎と理解されるが、そのときでも、主観的権利として基本権の「第一次的意味」が、忘れられたわけではない、ということである。この二点のうちに、シユタルクのこの問題に対する根本的な思考形態が顕著にみてとれよう。それは、原則は、基本権の保護義務につき基本法上の明文規定性が要求されるということ、基本権の客観的側面からの論拠づけは国家責務であるということ、さらに、主観的権利としての基本権の第一次的意味の強調、であり、基本権の保護義務論に対し、きわめて厳格な文理解釈を採ることを宣言するとともに、基本権の主観的権利性、防禦権としての性格を強調することで、基本権の客観法的理解<sup>(14)</sup>に、とりわけ連邦憲法裁判所のそれに対質しようとする姿勢である。それというのも、連邦憲法裁判所は、その四〇年を越える歴史のなかで、根本的な国家構造規定、国家目標規定また基本権に関し、基礎的な諸判決を下してきたが、「」の<sup>(15)</sup>ような原則的諸判決は、憲法発展の動態的な過程にとって、少なくとも基本法第七九条第二項による形式的な憲法改正と同じほど重要であることを立証した。さらに、基本権の事例では、力強い変遷過程は、ほとんどもっぱら憲法裁判所<sup>(16)</sup>の支配的な解釈の方途で実現してきた、といわざるを得ないであろう、「」といわれるよう、連邦憲法裁判所こそが、その判決を通じて、このような基本権の客観法的理解に多大な貢献をしてきたからである。

**四 憲法国家の構造論** 上述の彼の立論を支える論拠は、ヨーロッパ諸国家（フランス、ドイツ、イギリス）における近代憲法国家（Verfassungsstaat）の発展過程から抽出される、一つの共通する理論的基礎に基づいている。<sup>(17)</sup> それは、権利の保障と権力分割を媒介とする自由保護の強力な優位（典型的には、フランス人権宣言第一六条）の思想と、その後の憲法国家の発展における（今世紀ドイツにみられるような）規範統制の権限をもつ特別な憲法裁判所の導入である。これを敷衍するのが、「初期の基本権カタログでは、安全の局面が含まれていたとしても、だが、初期の基本権

カタログは、その先頭にあるのが一七八九年のフランスの宣言であるが、裁判所で貫徹可能な主観的権利を含んではいなかつた。そこに挙げられた権利は、ひつくるめて——自由保障としてと同じく安全保障として——、一般的な国家目的に仕えるプログラム規定のレベルにあつた。せいぜいのところ、法律に起草された権利は、行政に対して裁判所で貫徹可能とされたにすぎない。したがつて、基本権が、古典的防禦権として国家に対する主観的権利を意味するかぎり、基本権は、（憲法——）裁判所の法律の評価のための基準として役立つということは、広範な革新と看做さねばならない<sup>(18)</sup>、「と

いう一文である。

ところで、この彼の立論を支える論拠の意味連関は、次のように再構成することができよう。①権力分割は、最高國家諸機関の創設、責務と管轄権および手続きを憲法上規範化することで、抑制と均衡とを可能とし、自由を実効的に保障することに狙いを定める。とはいへ、憲法国家の理論からすれば、国家組織にあつては、平和維持や平和擁護のために、権力分割と権力結合とを正しく組み合わせることが肝要である。②権利の保障についていえば、憲法国家において形成されたのは、古典的基本権すなわち国家に対する人および市民の防禦権であった。「この防禦権は、自由の共通契約性と国家内部における平和確保のために、制限され得るしまた制限されねばならない。これは、通常、国家の立法を通じて行なわれるが、この立法は、この目的のために特別に憲法上規定された基本権制約もしくは安全を保障するといふ、多くの基本権カタログでは安全を求める権利として定式化されている原初的国家目的（Urstaatszweck）に依拠することができる。」<sup>(19)</sup>この権利の保障は、立法自体が権利を唯一保障すると考えられたことから、行政が法律を正しく、平等に適用しているかどうかを独立の裁判所を通じて審査させることで、確保されると想定されてもいた。③自由の保障にとって、①および②は憲法国家的主要標識であると同時に、卓れて彌琢された手段でもある。しかし他方で、自由の保障は、これとは別の国家目的である国内の安全＝平和の保護と社会的調整とから、その意義と程度（Sinn und

MaB) を得るのであり、それ故に、これらの国家目的との関連でも考察されねばならない（＝いわゆる国家目的の三角形論<sup>(20)</sup>）。④憲法上保護される権利の保障は、行政のみならず、立法者に対しても保護される。ヨーロッパにおける憲法国家の発展の成果の一つが、法律の憲法適合性、すなわち、基本権適合性の憲法裁判所による統制、審査である。裁判所は、ある法律が共通福利（Gemeinwohlsgut）を適切、必要かつ期待可能な手段で保護しているかどうか——いわゆる「比例性原理」（これについては、後述する）を充足しているかどうか——を審査することによって、その法律が古典的主觀的自由権を侵害し同時に憲法に違反しているか、または、憲法適合的な手段で保護しているかどうか、を決定するのである。それに際し、問題となるのは、憲法裁判所と議会間の組織法的、手続法的に構築されている機能配分を遵守することである。<sup>(21)</sup>

五 基本法テクスト上の保護義務 以上のような、シュタルクの憲法国家の構造理解からは、すなわち、基本法の予定する憲法国家構造からすれば、既述したように、国家の不作為ではなく、積極的な活動を要請する基本権保護義務は、必然的に基本法の予定する基本権構造には適合しない、との結論が容易に導かれよう。そうであるからこそ彼は、基権の保護義務につき、「慎重な態度がとられるべきであり、基本法のテクストを超えて伸張すべきでもない」〔前記（III）参照〕、むしろ、国家の保護義務は、それを、明示的に規範化している場合を別とすれば、通常は憲法の前提である「國家責務（Staatsaufgabe）」のカテゴリーに属する<sup>(24)</sup>、と主張するのである。ちなみに、シュタルクは、基本法の下で、基本権の保護義務が明示的にか類推的に（singgemäß）に問題となる条項として、以下の基本権を挙げる。それを、要約すれば、①人間の尊厳保護——第一条第一項の基本権における人間の尊厳保護に対するすべての国家権力の義務、②青少年保護——(a)第五条第二項の、コミュニケーションの自由の限界としての青少年保護、(b)第一一条第二項の、青少年を放置から保護するための移転の自由の制限、(c)第一三条第二項の、危険に曝されている青少年保護のための住居の不可

侵に対する侵害、③個人の名譽権——第五条第二項の、「コミュニケーションの自由を制約する、第三者による名譽侵害に対する個人の名譽権の国家による保護、④国内の安全保護——(a)第八条第一項の、「平和的にかつ武器を携行せずに」集会する権利の保障、(b)第九条第二項の、結社の自由、(c)第一一条第二項の、移転の自由および(d)第一三条第三項の、居住の不可侵、等の規定に附された制限諸規定に見られる国内の安全保護、⑤婚姻と家族——(a)第六条第一項の、婚姻と家族に対する国家秩序の特別な保護、(b)第六条第二項の、親の教育権の濫用から子どもを保護すべき国家の監督官庁の義務、(c)第六条第四項の、すべての母の、共同社会の保護と配慮とを求める請求権<sup>(25)</sup>、である。

六 連邦憲法裁判所判決に現れた保護義務とその根拠づけ このような彼の基本法の基本権理解の論理構成からすれば、連邦憲法裁判所がこれまで基本権の保護義務の問題領域に該当するものとして扱ってきた諸事例は、どのように根拠づけられることとなるのであろうか。彼は、連邦憲法裁判所によるこれらの諸事例を、①第一条第二項第一文——人の生命、胎児の生命、人の健康、②第二条第二項第二文——人身の自由、③第二条第一項——人格権、④第五条第三項——学問、研究および教授の自由、⑤第六条第一項——婚姻と家族、⑥第六条第一項第二文——子ども、⑦第六条第四項——母、⑧第二条第一項——職業の自由、⑨第一四条第一項——所有権、⑩外国に対するドイツ国籍保有者の保護、という一〇の領域に分かち、それぞれに該当する事例を挙げる。<sup>(26)</sup> そこに入られる連邦憲法裁判所の根拠づけの問題を彼は、(a)第一に、「委託としての保護義務」、(b)その第二は、「保護義務に対応する主観的権利」、(c)そして最後に、第二の「保護義務に対応する主観的権利」との関連で、革新または再発見（もつとも、彼は、再発見という言い方を正しくないという）<sup>(27)</sup> の最初の事例としての一九五六年のリュート判決を引き金とする「基本権の第三者効力」という、三點に整理し、論述する。それを、詳述すれば以下の内容である。

(a) 「委託としての保護義務」に関して彼は、人間の尊厳を媒介するか、あるいは、これを媒介することなく基本権の

保護義務を導出するか、あるいは、この両者を結合するか、という方法で、連邦憲法裁判所は論拠づけを行なつてゐるといふ。具体的には、たとえば、①人の生命を保護するという国家の義務を最初に導き出した第一次墮胎判決<sup>(28)</sup>は、「したがつて、一切の人の生命を保護するという國家の義務は、直接既に基本法第二条第二項第一文から導き出す」とができる」〔BVerfGE 39, 1 (41)〕と判示する」とで、一方で基本法第二条第二項第一文から生命の保護を論拠づけたが、他方で「やうに、一切の人の生命を保護するという國家の義務は、基本法第一条第一項第二文の明文規定からも生じる。

何故なら、発育中の生命は、基本法第一条第一項が人間の尊厳に認める保護にまた与るからである。人の生命が存在するところ、その生命に人間の尊厳が帰属する」〔BVerfGE 39, 1 (41)〕と判示する」とで、人間の尊厳をも媒介するといふ「複線的」根拠づけをとつてゐる。<sup>(29)</sup>しかし、これよりもより厳密かつより大胆な根拠づけも行なわれており、そのうち、②より厳密な根拠づけの例は、ある基本権が「尊厳保護を含むかぎり」、国家の基本権保護義務は存在するといふものである。<sup>(30)</sup>③より大胆な例は、架け橋としての「人間の尊厳を必要とせず」、一切の基本権を顧慮して、基本権保護義務が形成され得る、とするものである。<sup>(31)</sup>

(b) 「保護義務に対応する主観的権利」で問題とされるのが、「保護義務の導出と根拠づけとに密接に関連するのは、この保護義務が純粹に客観法的国家責務であるのか、あるいは、この保護義務には、おそらくは客観法的保護義務の範囲の背後にとどまつてゐる主観的権利が対応しているのか、という問題である。」これについては、①前述したように〔前記（II）参照〕、基本権のまたは基本権と同一の権利の保護義務が、明文で基本権のテクストに取り入れられたかぎりで、保護を求める主観的権利は存在する。さらに、②保護を求める主観的権利が確認されるかぎりで、その由来が問題となる。連邦憲法裁判所は、これを、法秩序の全領域に妥当する基本権に潜在する客観法的価値決断から推論していきる。しかし、問題となるのは、③連邦憲法裁判所によつて行なわれた、安全および国内平和を保護するという客観法的

国家責務を、憲法レベルでの一束の主観的権利へと「価値転換 (Umwertung)」する」とある。これは、立法と裁判

との関係からみれば、権力分割の憲法体制全体に広範に影響を及ぼす「革新 (Neuerung)」を意味することとなる。

このような「革新」は、立法に対して、保護義務に対応する裁判所で貫徹可能な主観的権利が問題となるかぎりで存在

するが、もともと基本法では、このような「革新」は予定されていなかつたのであり、これは、基本法の「基本権中心主義」に起因する。この端緒となつた事例が、かの基本権の第三者効力に関する一九五六年のリュート判決であつた<sup>(33)</sup>。

本判決では、連邦憲法裁判所への上訴のために、憲法レベルでの主観的権利の侵害—主観的権利の対応—が必要なことから、客観法の主観的権利へ向けての「突然変異 (Mutation)」が持ち出されたのであつた<sup>(34)</sup>。

(c) 基本権の第三者効力と基本権の保護義務との関係が問われる時は、憲法の規定を直接援用し得る直接的第三者効力ではなく、「一般的に把握された民事法が、その解釈余白 (Auslegungsmarge) の枠内で、決定的な基本権上の評価が注ぎ込み得るように解釈される」とする基本権の間接的第三者効力で、である。それは、裁判官による法律の保護適合的解釈が問題となる保護義務論の適用事例として現れる。換言すれば、基本権の間接的第三者効力では、基本権の保護義務は、まず第一に立法者に要請されおり、第二に、それを、裁判官は、法律の解釈と適用に際して考慮しなければならない、ということである。そうであれば、間接的第三者効力とは、「立法を通じて媒介される根本的価値決断の影響を民事法へ及ぼすことを意味するが、この根本的価値決断は、基本権のうちにも現れているだけでなく、まさしくこの価値決断は、特別な保護義務のための基礎でもある。」<sup>(35)</sup>

七 連邦憲法裁判所の保護方法の審査 彼は、基本権の保護義務に関する連邦憲法裁判所の判断における審査方法につき、その特徴を大要以下のように指摘する。連邦憲法裁判所は、立法者の保護義務の履行につき、立法者の広範な裁量余地を承認することで、妥協を必要とする決断は立法者の責任に属し、最高度に重要な法益が危険に曝されているの

ではないかぎり、保護義務の履行は、通例限定的に審査され得るにすぎない（司法抑制）。ただ、原子力発電所の異例な潜在的危険性や、特別高度な法益の保護が問題となつた第二次墮胎判決では、審査に際し厳格な基準を適用している。また、保護義務の論拠づけについても、立法者に活動余地を認め、その保護計画に従おうとしている。とりわけ、このことは、「連邦憲法裁判所は、憲法上要求される保護が、刑法上、責任法上または行政法上実現されねばならないかどうか、という規準を策定してはいない」<sup>(37)</sup>、という点に見て取れるのである、と。

八 裁判批判の前提的判断基準と連邦憲法裁判所の保護構想 シュタルクは、基本権から保護義務を導出するための「教義学的に円滑な途（der dogmatisch glatte Weg）」として、二つの途を挙げる。それは、以下の二つである。

①保護義務は、(a)基本法第一条第一項第二文から導出される<sup>(38)</sup>。しかし、ただ狭義における尊厳保護としてのみ、主觀法的に対応する保護義務が導出されるにすぎない。また、保護義務は、(b)第六条から導出される。

②保護義務は、基本権一般から、すなわち、主觀法的に理解された防禦性格の外に、基本権保障に挙げられた法益を、私人の側からの攻撃に対しても保護する国家責務が含まれる、客觀法的性格を有する基本権一般から導出される。もつとも、この客觀法的性格には、主觀法的保護請求権は対応してはいない。

このような二つの途を基準に、連邦憲法裁判所の裁判実務をみれば、それは、この二つの基準を超える二つの構想を示している、と彼はいう。①第一のそれは、尊厳保護を拡張的に媒介とする「媒体構想（Vehikel-Konzept）」である。これは、人間の尊厳を、また別の基本権として保護される法益を保護するための媒体として利用するとともに、保護を求める主觀的権利を作動させるという構想である<sup>(39)</sup>。②第二のそれは、「突然変異（Mutation）」と特徴づけられる構想である。かく名づけられるその理由は、人間の尊厳保護を顧慮することなく、詳細な根拠づけもせずに、客觀法的な価値決断を主觀法的請求権に転換することにある<sup>(40)</sup>。

シュタルクは、この二つの構想につき、まず「媒体構想」に対しても、何故、すべての保護義務の根拠が基本法第一条第一項に、その対象がその都度の基本権におかれるべきなのか、基本法第一条第一項で保護が問題となるにしても、何故、同条項における保護思想は、何はともあれ、憲法改正除外条項であり、したがって、最小限と理解されねばならない同条項において、かくも生産的であるべきなのか、の説明・立証の欠如を批判する。つぎに、「突然変異」については、何故、基本権の主観的権利としてのその第一次的意味の外に並存する基本権の客觀法的側面から、今まで主観的権利が帰結するべきなのか、連邦憲法裁判所は、これを論証する義務を負う、と論駁する。以上の批判から引き出された結論とは、結局は、「二つの悪しき論証は、一緒にしたところで、一の悪しき論証よりもより良いわけではない。むしろ、これらの論証は、一緒にしたとしても、論拠づけのとりわけ印象深い弱点を示している」<sup>(41)</sup>、ということである。

九 裁判を教義学的に円滑な途へ縮減すること 以上の連邦憲法裁判所の裁判実務に対し、シュタルクは、「まず第一に、連邦憲法裁判所は、将来、拡張的な主観的法的解決を固持しようとするのか、あるいは、—基本法のテクストにより密着して—保護を求める主観的権利を、人間の尊厳ないしは基本権の尊厳核心に関連してのみ容認するが、しかし、それ以外では、憲法レベルではどのような主観的権利も対応しない、單なる客觀法的国家責務で満足しようとするのか、を決定しなければならないであろう」<sup>(42)</sup>、と問い合わせ投げかけ、前記八の教義学的に円滑な途を採用すべきとする。彼がその論拠として挙げるのは、基本法のテクスト、体系、成立史、である。すなわち、①テクスト—狭義の人間の尊厳および第六条を度外視すれば、保護を求める（主観的）権利を基本法は規定してはいない、②体系—立法をも拘束する「直接適用される法としての」基本権の特質は、古典的防禦権のスリムなカタログを条件づけており、とりわけ比例性原理において用いられているような、（憲法）裁判所による規範統制および法律学的論証になじむ審査諸概念を条件づけている、③成立史—憲法制定議会評議会では、古典的基本権カタログが創設されるべきである、という見解が強く支配

していた、と。ここでも彼は、基本法の規定、その文言等を厳格に捉えようとする姿勢を貫徹し、「平和と安全とを求める基本権は、憲法レベルではその構造からして既に、社会的給付請求権とまさしく同様に、古典的基本権と同一の直接的な方法で保障されはしない。古典的基本権に対する侵害は、形式的には法律の留保<sup>(43)</sup>の下にあり、そして、内容的には比例性原理の下にある」と述べることで、いわゆる平和—自由—社会的調整という国家目的の三角形論を基礎に、基本法の保障する古典的基本権における基本権保護の問題は、まず法律（＝立法者）に負うこと強調する。

一〇 裁判を円滑な途へ縮減することの帰結 以上のように、シュタルクは、連邦憲法裁判所が、円滑な途に裁判を縮減することを、すなわち、前述したように、保護を求める主観的権利を、ただ人間の尊厳保障という狭い枠組みでのみ容認し、それ以外の点に関しては、単なる国家の保護義務から出発することに自らを限定することを、妥当とする。そこから帰結するのは、まず第一に、憲法異議は、尊厳保護が欠けているかまたは不十分であると主張されるときにだけ、許容されるにすぎないということ、第二に、規範統制手続きの枠内では、基本権の客観法的側面から導出される保護義務は、(a)憲法レベルで既に具体的な委託を含んでいるか、(b)単なるプログラム規定を含むにすぎないか、を区別することにより、プログラム規定は、憲法裁判所にとって、立法者の違憲の不作為を確定するには適切な基準たり得ないとして排除されること、である。かようにして、第三の帰結である「議会の復権」が生じる。それは、連邦憲法裁判所が、基本法第一条第一項の狭い枠内でのみ、保護を求める主観的権利を容認し、単純なプログラム規定を超える立法の客観法的保護委託の妥当性をいつそう厳格に理由づけるとき、すなわち、それ以外の保護義務に関わる事例では連邦憲法裁判所が口をはさまないとき、議会は、政治的形成の比較的大きな活動余地を取り戻すこととなり、したがって、古典的基本権の枠内での社会の形成に対する自己の責任を果たし得る、ということである。<sup>(44)</sup> ここでも、シュタルクの保護義務に関する構想は、基本権の保障する基本権＝古典的基本権を軸にして、国家の積極的な行為を要求する事例は、基

本権の保護義務また給付請求権もそうだが、第一次的には原則的に立法者の形成活動に委託されており、裁判所の関与すべき事項ではないとする、彼の基本権構想が貫かれている、というべきであろう。K・E・ハインも、「立法者は、基本権と憲法秩序へ拘束される枠内で（基本法第一条第三項、第二〇条第三項）保護義務だけではなく、多くの責務を履行しなければならない。くわえて、立法者は、自己の主導で、憲法に適合する目的を追求する可能性をももたねばならない。これに際して、限界のある予算資源に鑑みて優先性を決める必要性がある。この優先性の決定は、議会における本来的意義での政治行動の領域に属する。立法者ないしその時々の多数派は、ここでも総じて政治的に行動するため(45)に、余地を必要とする」、というとき、シュタルクと同様な発想を探つてゐるといい得よう。

―― 保護の方法と憲法裁判所による統制 狹義学上円滑な途をとるか（シュタルクの立場）、それを超える構成をとるか（連邦憲法裁判所の立場）は別としても、保護義務の「存在 (daB)」については、一致がみられる。しかし、保護義務の存在が承認されるとしても、保護の「方法 (Wie)」に対する憲法上の要請については種々の見解が対立している、といわれるようだ。次ぎに問われるのは、保護の方法の問題である。というのも、「憲法上の保護義務においては、まったく決定的な問題はその実効性であることからすれば、方法 (Wie) は存在 (daB) に遡及する」からである。さらには、保護の方法を統制する憲法上の基準をどのように構成するかが、すなわち、審査基準の設定が問われるであろう。(46)

まず第一に、保護の方法に対する判断基準として、シュタルクは以下の諸基準を提起する。①保護の方法は、保護の存在を一般的に見て幻想と化してはならない、②立法者は、最適の保護を保障することを憲法上義務づけられてはいい、③保護は、保護義務を履行するにつき、第三者を侵害するためには法律の基礎を必要とするとする、法治国家の基準を顧慮しなければならない、④保護を行なう立法者は、比例性原理に拘束されるし、また、第三者の侵害に対する保

護は、通例第三者の基本権を制限することから、そこで顧慮される比例性原理は、保護の構成にも作用する、というものである。①—③の判断基準は、彼のこれまでの論述からも明きらかであろう。①での基準は、狭義学上の円滑な途から、②については、保護の方法決定は、立法者の形成の自由に原則として任せるとする」とから、また、③については、基本法の法治国家性理解から、説明され得るであろう。最後の保護の判断基準である④比例性原理について、保護義務との関連でそれがどのような意味をもつのが、が検討されねばならない。

一一 過度の侵害禁止と過少保護の禁止　国家による基本権侵害に対しては、その侵害が正しい基準を超えるものであつてはならないとする「過度の侵害禁止 (Übermaßverbot)」もしくは比例性原理が妥当するとすれば、これに対して、国家による基本権保護にあつては、その保護は正しい基準を下回るものであつてはならないとする「過少保護の禁止 (Untermaßverbot)<sup>(47)</sup>」が問題となる。<sup>(48)</sup>「市民の基本権に対する国家の侵害が、憲法に適合するかの統制について、適切性 (Geeignetheit)、必要性 (Erforderlichkeit) および狭義における比例性 (Verhältnismäßigkeit i. e. S) と、う下位原理を伴う、比例性原理もしくは過度の侵害禁止は、裁判の事後執行可能な結果に帰着する合理的な審査基準である」とを実証してきた」が、シユタルクは、この過度の侵害禁止は、いかにして保護義務の方法のための基準として有益ならしめられるかを、具体的には、第二次墮胎判決で連邦憲法裁判所により、過度の侵害禁止の相補的概念として、J・イゼンゼーにならい採用された過少保護の禁止という新たな概念との関係を、問う。すなわち、彼は、この関係を、「憲法上の保護義務が妥当するところでは、保護される法益と、この保護のために制限される自由とが対抗する。過度の侵害禁止と過少保護の禁止とは、関連しあう。」のところ、どのように観念されねばならないのか?・立法者は、両側面から挾撃され、その形成裁量を広範にわたり制限されるのか?・もしそうであるとすれば、自由が制限されることが少なければ少ないほど、それ故に、過度の侵害禁止が厳格に解されれば解かれるほど、ますます立法者は、保護するに十

分ではない、それ故に、過少保護の禁止に違反するという、危険に陥る。しかも、立法者が過少保護の禁止に違反したくないことを理由に、より多く保護すればするほど、ますます彼は、自由を制限し、そして、過度の侵害禁止に違反する危険に陥る」<sup>(50)</sup>、と位置づけ、両者の教義学上の関係を、解明しようとする。それを彼は、以下のように命題的に提示している。<sup>(51)</sup> ①まず第一に、保護すべき法益に關していえば、基本権の一切の制限は、保護に値する法益が存在するというふうことを要求する。保護義務の事例では、法益の保護は、憲法上要請される。②立法者によって選択された手段は、保護のために適切 (geeignet) でなければならない。不適切な手段は、自由の保護を顧慮すれば、過度の侵害禁止にただ違反するだけではない。その理由は、自由は、ある法益が保護されずとも制限されるからである。この理由からして、それはまた、国家の保護義務にとって十分ではない、それ故に、過少保護の禁止に違反する (その理由は、立法者が保護義務を履行していないからである——以下括弧書きれば、„Verfassungsrechtlicher Schutz des ungeborenen Lebens“<sup>(52)</sup>からの補足である)。③基本権侵害は、必要 (erforderlich) でなければならない。すなわち、立法者は、むしろ緩やかで (mildest)、なお実効的な手段で満足しなければならない。そこから、自由の負担につき過度は放棄されねばならないことなどが、保護のために生じる (い)の意味での必要な侵害は、定義上過少保護の禁止をも満たす。国家は、関連する基本権を顧慮して、国家が保護すべき法益のために必要であるとして行なわねばならないことだけを行ない得るにすぎない)。④狭義の比例性または基本権侵害の期待可能性は、保護がもはや期待可能ではない侵害を引き起しやといろに、それ故に、当該法益の保護が、自由の侵害をもはや正当化しないところに、限界を見出す、ということを意味する (自己)の基本権の適切で必要な制限による個人の負担は、保護すべき法益についての利益と合理的関係になければならない。基本権の扱い手に対する期待不可能な要求が行なわれてはならない。それは故に、期待不可能性の認定、したがって、過度の侵害禁止に対する違反の認定は、過少保護の禁止と衝突するいふにはならない。その理由は、過少保護

の禁止は、基本権侵害の期待可能性を顧慮するまでもなく、適用されなければならないからである。<sup>(53)</sup>以上のそれぞれの命題から帰結することは、シュタルクにとって、第二次墮胎判決で導入された過少保護の禁止の問題は、過度の侵害禁止すなわち広義の比例性原理の問題として処理可能であり、殊更に過少保護の禁止という新たな概念を提起する必要性はない、ということである。要するに、「過少保護の禁止は、基本権侵害を要求する憲法上の保護義務が存在するときに現れる過度の侵害禁止の一形式に外ならず、憲法上の保護義務という概念を超えて、それ以上に何か新しいことを意味するわけではない」、ということに帰着する。

一三 思考論理の対比 このような彼の思考過程は、K・E・ハインと同様な問題意識の線上にある。あるいは、逆にシュタルクの問題意識をハインが、過少保護の問題に関連して発展させた、<sup>(54)</sup>といるべきか。<sup>(55)</sup>それ故に、上記のシュタルクの構想を知るうえで、一方で、ハインのこの問題に対する対応を簡単にでも展望しておくことが有益であろう。また、他方で、ハインの論稿に批判的に対質しているJ・ディートラインの註<sup>(47)</sup>の論稿に目をやることで、シュタルクの思考過程は、いつそ明確になるであろう。

ハインは、第二次墮胎判決にいう「過少保護の禁止」という概念と関連して、立法者は、過度の侵害禁止と過少保護の禁止の間で挾撃されているか、との問題提起を行なう。これに対し彼は、「過少保護の禁止からは、過度の侵害禁止から生じないものは何事も帰結しない。立法活動の最少限基準と最高基準との間には、すなわち、下限と上限の間には、いかなる懸隔も存在しない。むしろ、両限界は、重なり合う」のであり、したがって、「侵害を受ける者の観点からは、許容される最高基準の問い合わせ、保護を求める者の視座からは最少限要求の問い合わせ現れることは、広義の比例性原理に基づき同一の解決を通じて解答される」と回答することで、過度の侵害禁止によれば、「最高度」に必要なことは、同時に過少保護の禁止からすれば、「最少限度」に必要なことであり、過度の侵害禁止は、過少保護の禁止の要請

をそれ自身包含しているが故に、したがって、過少保護の禁止は、独自の法的形姿としてはなんらの存在資格をもたない、との結論を導き出した。

この過度の侵害禁止と過少保護の禁止を同置するハイン（シュタルクも同様）の見解に批判的に対質して、J・ディートラインは、過少保護の禁止は、履行された立法委託を、履行されなかつた立法委託から分離する有効な基準を媒介し得るか（これに対し、彼は否定的である）、を問う論稿のなかで、過度の侵害禁止と過少保護の禁止の構造的相違を、過度の侵害禁止は、その規範的な関連対象を、基本権としての防禦権の条件プログラム（Konditionalprogramm= Wenn-Dann Schema）のやうに現出するが、一方、過少保護の禁止の関連対象は、目的—プログラム化された立法委託（final-programmierter Gesetzgebungsauftrag）のやうにあるところに看取するとともに、過少保護の禁止は、立法部の履行義務に対する具体的な立法委託を通じて起式化される程度（Maß）を規定するための補助手段である、と捉える。その上で、憲法上の立法委託に関しては、いわゆる「目的プログラム（Finalprogramm）」は、規律名宛人に先与えている目標優先をできるかぎり追求し、また、この目標にその行為を調整する」とを義務づけており、立法委託のこの目的構想の論理においては、プログラムの実施、とりわけ手段の選択と同じく発生する目標の衝突と手段の衝突の解決は、原則的に立法者の形成裁量に任せられている、という。したがつて、憲法上の立法委託の基本構造は、立法委託から派生する過少保護の禁止を通じて、廃棄されも変更されもしない。それ故に、過少保護の禁止は、それに独自の意味を与えようとするかぎり、不可避的に目的プログラムの取るに足らない規律密度（たとえば、明白性審査）に服するにすぎず、直接過少保護の禁止に還元されるような新種の判断基準は問題とはならない。過少保護の禁止の内容に関する連邦憲法裁判所の乏しい論述も、これと同一の傾向を示しており、結局は、過少保護の禁止は、現在の形では、履行された立法委託と履行されなかつた立法委託とを区別する状況にはほとんどない、と結論づけた。しかし、こ

れと同時に彼は、その教義学的発展可能性の期待を、新連邦州の諸憲法に採用された国家目標規定を規範化するに際しての、その立法委託の司法適合性の問題のうちに看取しようとした。

以上のように、J・ディートラインは、現在連邦憲法裁判所でいう過少保護の禁止は、立法委託に関するほとんどその活躍の場をもたないが、新連邦州の国家目標規定のうちに、その活路を見出す可能性を期待できるという。彼は、シユタルクやハインの過度の侵害禁止（＝比例性原則）と過少保護の禁止の同置論に対し、過度の侵害禁止＝条件プログラム、過少保護の禁止＝目的プログラムという両者の相違点を挙げることで批判するが、ここには、根本的な基本権に対する認識の相違がある、というべきであろう。それは、シユタルクを例にとれば、彼は、前述したようにこの問題に関する認識の相違がある、というべきであろう。したがって、彼にとって、基本権保護義務の領域でも、国家－被害者－加害者という人的三極関係を必然的な与件とすることなく、保護義務を自然災害までも含ましめるディートラインのいうような、立法委託の問題は原則として発生しないため（円滑な途での基準を除く）。何故なら、彼は、基本法が問題とするのは、古典的基本権であるからであり、州レベルでは、基本法とは別様な新種の基本権を構想する必要性はない、と考えてもいるからである。かりに立法委託の問題が発生するとしても、それは、憲法レベルの問題ではなく、具体化に際しての法律レベルの問題でしかなく、その際、法律が十分な具体化を履行しているかどうかにつき、<sup>(56)</sup> 殊更に過少保護の禁止を持ち出す必要性はない。（主観的権利の対応しない）立法委託の問題が発生するのは、国家目標規定（例・居住の権利、労働の権利あるいは自然的生活基盤の保護）や給付請求権＝社会的基本権であり、このレベルではじめて立法委託は十分に法律上履行されているかどうかが問われる。したがって、このレベルでは、立法に際しての過少保護の禁止、いいかえれば、立法委託の不十分な履行が問題となるし、立法者の形成活動の余地に対する憲法裁判所の審査も働く（もつとも、構成要件、予測は困難）。そうであればこそ、ディートラインは、この過少保護の禁

止が機能するのは新連邦州の憲法レベルであろう、といい得るのであろう。何故なら、そこでは、このような国家目標規定や給付請求権<sup>57</sup>＝社会的基本権の類が見出されるからである。とすれば、彼のいう過少保護の禁止の問題領域は、基本権の保護義務の問題領域を既に超えており、この点でシュタルクやハインの問題意識とは必ずしもかみあつてはいないというべきである。（過少保護の禁止の自立化の傾向）。

一四 立法者の不作為と保護義務 シュタルクは、この問題につき、①個人の法益を保護するために、第三者の権利を侵害する法律があるばあいに、その保護が十分であるかどうかの審査は、比例性原理の諸基準に従つて行なわれ得るが、しかしその場合でも、連邦憲法裁判所は、自ら積極的に、どのような方法で保護され得るかを述べてはおらず、②法律が欠けているときには、保護の方法は審査され得ない、という。この法律の不存在のばあいには、立法者は、侵害を通じてまたはそれとは別の措置を通じて、保護するかどうか、どのような方法でか、を決定しなければならぬ、連邦憲法裁判所には、保護義務の規律を立法者に容認する以外、何も残されてはいない、すなわち、まずは法律ありき、である。

一五 保護義務論総括 連邦憲法裁判所の裁判批判の展開のなかから、シュタルクは、以下の結論を得た。①保護請求権は、基本法第一条第三項に反して、直接適用される権利ではあり得ない。それは、立法を前提とする。②法律上の保護が、第三者の基本権に対する侵害と結びつけられているとき、保護が実効的であるかどうかを認定するために、審査基準として比例性原理が用いられ得る。③第三者の基本権を侵害することなく、保護が行なわれるかぎりにおいて、保護の実効性は、比例性原理とは別 の方法で認定されねばならないであろう。④立法者が一切の保護を懈怠しているとしても、憲法裁判所は、自ら保護規律を公布したり、一定の保護規律の公布を義務づけられることなく、この懈怠を認定し、異議申立てをすることに自己制限しなければならない。⑤一般的な法律上の規律が適用されるかぎりで、保護

義務は、いわゆる基本権の間接的第三者効力を通じて、実効化され得る。このために、連邦憲法裁判所が責任を負うのは、(a)保護の形成を顧慮して立法者の政治的裁量を、判決実践や判決の理由<sup>(57)</sup>において維持することと、(b)硬い防禦権と軟らかい保護義務との間の構造的相違を、防禦権の直接的適用の浸食を予防するために自覚し続けること<sup>(58)</sup>である。シユタルクの保護義務に関する論述<sup>(59)</sup>またそこから得られた結論を、彼の基本権構想との関連で捉え直すならば、この問題においてもまた、彼は、基本法の保障する基本権を、その文言、体系また成立史がらして、厳格に古典的基本権と捉えることに立脚し、基本権の客観法的理解に対し批判的立場を採るなかで、そこから解を求める姿勢が顕著に見て取れる。このような彼の立場は、国家による侵害からの防禦を目的とする古典的基本権から、一定の国家の作為義務を導出する保護義務論に対する（まだ、国家目標規定、給付請求権、社会的基本権のような国家の積極的な行為を要求する諸規定に対しても同様）、また、保護義務の基本法上の存在の確定に対しても厳格な立場に行き着くのは必然であろう。と同時に、このような厳格な立場は、保護の方法に関しても、基本的にそれを立法者の裁量事項と捉えることとなる。換言すれば、連邦憲法裁判所による保護の方法の審査に関していえば、それは、構成要件評価や予測に際しての不確実性からして、一判定の予測不可能を示しており、審査判断基準も、比例性原理の諸基準と比較すれば明らかに、まだ厳格には練り上げられていないのであり、そうであれば、この保護の方法からして、国家の保護義務は厳格に解されるべきである、ということが結論づけられるであろう。

## 註

(一) Vgl. Ch. Starck, JZ 1933, S. 816ff.; jetzt in: Praxis der Verfassungsauslegung, Nomos Verl., 1944, S. 85ff.; ders., Abtreibung auf Grund Gewissenentscheidung?, in: JZ, 48. Jg., 1993, S. 31f.

- (2) Vgl. Ch. Starck, in: *Praxis der Verfassungsauslegung*, S. 46ff.

(3) Ch. Starck, *Praxis der Verfassungsauslegung*, 1994, S. 46 (エトーデは、本書からの①および②の権利を「用意するに際し」、これが権利を保護する本質の権利のみを「用意するに際し」)。基本権の保護義務については、vgl. H. H. Klein, *Die grundrechtliche Schutzwürdigkeit*, in: DVBl 9/1994, S. 490 が、基本権の「客觀法的内容」について、「最終的に基本権上保護される法益を国家が保護するに係る國家の義務が現れた」とする、「第三者による」の権利の侵害がたゞ暫時的な保護である」と述べる。また、vgl. F. Dirnberger, *Grundrechtliche Schutzpflicht und Gestaltungsspielraum*, in: DVBl 13/1992, S. 879. における問題領域について、「小口論の一題の研究業績を見よ。たゞ、小口論「國の『基本権保護義務』」(憲法理論研究会編『人権保障と現代国家憲法理論叢書③』敬文堂、一九九五年)五一頁以下、また、六一頁注一掲載論稿参照。

(4) たゞ、vgl. BVerfGE 7, 198 が、「基本権は、必ず第一に市民の国家に対する防禦権である。しかし、また、基本法の基本権諸規定のうち、憲法上の根本的決断として他のすべての領域に及ぶる客觀的価値秩序も体現された」と。U. Wesel, *Die Hüter der Verfassung. Das Bundesverfassungsgericht: seine Geschichte, seine Leistungen und seine Krisen*, Eichborn 1996, S. 25, 28ff, 50f, 67ff. が、この基本権を価値体系と捉へる。「一貫して連邦憲法裁判所の最重要な諸業績のうちの一つである」と評価する。その理由として彼は、民事法や刑事法を扱う通常の裁判所や民事法、刑事法の教授達は、人権、社会国家命令、法治国家にいか考へねばならぬがなく、ドイツ法医学の多数はまだその権威の点では保守的に型どられており、そこには、ファンズムにまで遡る師弟とくら人的結びつきがあるだけではなく、市民と国家間の緊張領域では、個人に反対し、国家理性のために決断してしまふべきが、これを阻止したのが連邦憲法裁判所であった、としらかに求め。なお、著者は、(80年代の)連邦憲法裁判所の危機解決の一方策として、連邦議会選出裁判官の名を議会委員会ではなく、全議員の参加の下で選出することを提案する。同判決について、木村俊夫「憲論の自由と基本権の第三者効力——判決一」、レイシ憲法判例研究会編・編集代表栗城壽夫・丘波江一・根森健『レイシの憲法判例』(憲法判例、一九九六年)一一六頁以下参照。レイシ連邦憲法裁判所の判例を概観するに利便なるが、D. Grimm u. P. Kirchhof (Hrsg.), *Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts*, Studienauswahl 1 u. 2, J. C. B. Mohr 1993 や如き。

(5) J. Dietlein, *Die Lehre von den grundrechtlichen Schutzpflichten*, Duncker & Humblot 1992, S. 34f. また、彼は、「保護承認(Schutzgewährung)を求める主觀的権利をめぐる議論における諸々の難しさの大半は、『基本権の客觀法的内容』の点に存するのであつて、いわば、基本権の保護義務の構成要件が、その客觀法的責任において、それ故に、具体的個別事例においてその形態において、かゝして確定的に解明されてはいない」という点に存する。基本権の保護義務の教義学は、総じていえばようやく緒につながりである。したがつて、基本権の保護義務をめぐる議論を、保護承認を求める主觀的権利についてにだけ限定するといふ

は、迷宮じゃねえか。」の問は、今日確かに最も爆発力をもつ、まだ、みんな争わねばならぬ問題であらうか」(S. 19)、と注意を喚起すべし。

- (6) J. Isensee, Das Grundrechte als Abwehrrecht und als staatliche Schutzpflicht, in: HdbStR., Bd. V, C. F. Müller Verl., 1992, §111, Rn. 3 や、「〔國家の〕保護義務と〔基本権の〕保護義務とは別に立たぬが、いふば、區義論である。〔國家の〕保護義務は義務の名宛人を、〔基本権の〕保護義務は保護の対象と法的根拠とに狙いを定める」、といふ。また、vgl. J. Dietlein, aaO., S. 64f. ハイ、ハイハ、〔國家の基本権保護義務の外は〕（強調は、著者）抽象的な国家の保護義務があるわけではなし。むしろ、〔この義務は、同上〕（強調は、著者）である。」の一致の点に、基本権の保護義務を教義学上確保するための本質的な鍵が存する」と述べ(S. 65)。

- (7) 連邦憲法裁判所は、國家の保護義務を、基本権の客觀法的内容から導出しえる、國家の保護義務の憲法上の根拠のない、既存の國家哲学に関連でせり、基本法の基本権カタログに拠つては、といふのは、vgl. J. Dietlein, aaO., S. 17f. また、W. Köck, Risikovorsorge als Staatsaufgabe, in: AÖR, Bd. 121, 1996, S. 14 は、「周知のとくに、基本権カタログは、主觀法的次元とに分かたれる。後者でもう一、基本権は、同時に価値秩序を創設し、『客觀的秩序の根本要素』を表し、国家による行為委託やある、といふのが意図されよう」と述べ。基本権の保護義務に關連する連邦憲法裁判所の判決例について vgl. M. Sachs, Vorbemerkungen zur Abschnitt I Rn. 22, Ann. 42, Grundgesetz-Kommentar, 1996; G. Manssen, Staatsrecht I. Grundrechtsdogmatik, Verl., Vahlen 1995, Rn. 49ff.

- (8) J. Isensee, aaO., Rn. 5.

- (9) Vgl. H. Dreier, Dimensionen der Grundrechte. Von der Wertordnungsjudikatur zu den objektiv-rechtlichen Grundrechtsgehalten, Hennies und Zinkeisen 1993, S. 47 や、「今日では、客觀法的基本権内容をもぐる纏縛のめぐらへおこなはるが、基本権の保護義務論である。主觀的-防衛的防禦請求権の保護方向とは逆に、保護思想は、国家に、私的な第三者による個々の市民の権利領域に対する侵害または干渉から彼を保護し、積極的な措置をもつて法益侵害を回避する」、といふ。

- (10) ゆうじゅう J. Isensee, Das Grundrechte auf Sicherheit, Walter de Gruyter 1983, S. 35ff. や、「基本権の保護関連と侵害関連という構想は、基本権の第三者効力論と同一の關係でない。第三者効力は、直接的か間接的な私人間での基本権の効力を意味する。…」れば異なり、基本権の二重効果は、「ゆうじゅうの国家に向ひれてはる。」の両者の間の私法關係は、無関係なままに立たぬる」として、基本権の第三者効力と基本権の保護義務論との関係性を否認する。これに対して、Ch. Starck, aaO., S. 69 や、「基本権の保護義務と、基本権の第三者効力との内部的結合の意味をイゼン・ゼーは、誤解している。何故なら、彼は、第三者効力を文字通り、私人間の基本権効力と理解し

トシニカムヤム。トカレ、アガルヘ、基本権の間接的第II種効力だ、一出スレ時憲法が—だだ、私人相互の関係を規定する既事法が、基本権に表れたる評価と顧慮しなむべきだらうじるふな意味アリヤウタマダニ」ル事評ア。

- (11) Vgl. C. W. Canaris, Grundrechte und Privatrecht, in: Archiv für civilistische Praxis (AcP), 184 Heft 3, S. 225ff. カナリスの本稿は改めて、J. Schwabe, Grundrechte und Privatrecht, in: AcP 185 Heft 1, S. 1ff. も記す。この問題領域は既に述べた、彼の基本権教義論<sup>14</sup>を、vgl. J. Schwabe, Die sogenannte Drittewirkung der Grundrechte, Wilhelm Goldmann Verl., 1971; ders., Probleme der Grundrechtsdogmatik, Darmstadt 1977. フトニクスの批判力論述<sup>15</sup>を、vgl. Systemdenken und Systembegriff in der Jurisprudenz, 2., überarbeitete Aufl., Duncker & Humblot 1983; 同論、木村謙介著『憲法学者の懸念』(慶應義塾大学出版部、一九九六年); ders., Die Feststellung von Lücken im Gesetz, 2., überarbeitete Aufl., Duncker & Humblot 1983; ders., Funktion, Struktur und Falsifikation juristischer Theorien, in: JZ, 48. Jg, 1993, S. 377ff.; S. Oeter, Drittewirkung der Grundrechte und die Autonomie des Privatrechts, in: AÖR. Bd. 119, 1994, S. 529ff.; M. Albers, Faktische Grundrechtsbeeinträchtigungen als Schutzbereichsproblem, in: DVBl. 1996, 5, S. 233ff. 且つH. 「憲の基本権保護義務と公的法のせきやドー私人間効力論の新たな展開」(憲法監察大判長) | 11K真云。
- (12) Ch. Starck, S. 46. ハの保護義務の対応人とは現れる方の構成員<sup>16</sup>を、誰もが、vgl. J. Dietlein, aaO., S. 70ff.; G. Robbers, Sicherheit als Menschenrecht, Nomos Verl., 1987, S. 121ff. insbes. S. 125 で彼は、「保護の保障は、國家の総本山である。保護の保障は、積極的活動を前提とする。保護は、非常に多様な行為を通じて行なわれる。立法を通じて、裁判官の活動を通じて、また行政官庁の活動を通じて、規範設定の形態や、裁判官の判断の形態や、または行政行為や事実行為を通じて、である」と述べ。
- (13) Ch. Starck, S. 47 u. S. 65; ders., §164, Die Verfassungsauslegung, HdbStR., 1992, Bd. VII, Rn. 34 が、A・イ・ルンを批判するだから、「基本権は、基本権を規範統制の基準として適用する憲法裁判権を(機能法的)顧慮すれば、基本権の保護領域と基本権の制約が区別され、基本権制約と比例性原則が適用され、ハント、基本権の亞田主義的国家の機能以外のものが例外的な内容認められることがあれば、これが容認するため十分に明瞭な解釈の施り所が明めいかんたらぬか」と、一般に想定されたところの明瞭である、ハントが心得れ得ぬやあら」と語る。
- (14) Ch. Starck, S. 46f. 彼は、③に闇連する連邦憲法裁判所判決<sup>17</sup> BVerfGE 50, 290 (337); 77, 170 (214); 79, 174 (201f.) を指す。最初の判決<sup>18</sup>は、栗城壽夫「所有権の規制と立法的の判断—共回決定判決」<sup>19</sup>を、憲法評議会研究会編『マサマの憲法評議会』(日本評論社)参照。
- (15) Vgl. H. Dreier (Anm. 7), S. 21ff., 41ff.; Bernd Jeand'Heur, Grundrechte im Spannungsverhältnis zwischen subjektiven Freiheitsgarantien und objektiven Grundsatznormen, Zur Erweiterung der Grundrechtsfunktionen und deren Auswirkungen auf



- (24) Ch. Starck, aaO., S. 56f.

(25) Ch. Starck, aaO., S. 56.

(26) ハーダルクは、やれやれといふトの語事例を挙げる。やなみか、①の刑法への闇連で「終身自由刑の闇」と、BVerfGE 45, 187（本判決）「終身自由刑の人間の尊厳—終身自由刑判決」; 64, 261; 接見交通の禁止に闇」と、BVerfGE 46, 1; 49, 24, 53, 56; ハロ攻撃に闇」と、BVerfGE 46, 160（本法）「人身の尊厳と國家の保護義務—ハルハヤー法」『ルーベンの憲法判例』111頁); ②人の生命と健康への闇連で「医事責任法に闇」と、BVerfGE 52, 131; 執行法に闇」と、BVerfGE 52, 214; 84, 345; BVerfGE, NJW 1991, S. 3207; 夜間就業の制限に闇」と、BVerfGE 85, 191; 87, 363; ハクハロジーの発展の結果に闇」と、原子力発電に闇」と、BVerfGE 49, 89（高田道「高波増殖炉型原発の設置を許可する原子力法の合憲性—カルカーフ法」『ルーベンの憲法判例』1195頁、ハルハヤー法）; 53, 30; 77, 170; 刑事裁判に闇」と、BVerfGE 56, 54（本法）「人体の不適切の権利と立法者の改善義務—裁判機関の実施」『ルーベンの憲法判例』115頁); 58, 89; 79, 174; ③新武器の試験に闇」と、BVerfGE 77, 170; 大坂汚染に闇」と、BVerfGE 14, 9, 1983-1 BvR 920/83; BayVBl. 1984, S. 14, 妊娠母体（生命保護）に闇」と、BVerfGE 39, 1（本法）「豊崎健太郎「詐欺の生命と妊娠の問題—第一次墮胎判決」『ルーベンの憲法判例』119頁); 42, 46; 49, 24; 86, 390; 88, 203（本法）「小三國の元老院の墮胎罪規定を改めた妊娠及び家族扶助法の合憲性（第一次墮胎判決）」血泊法第70卷第4号 117頁); ④ BVerfGE 49, 304; ⑤ BVerfGE 35, 202（本法）「放送による犯罪報道と人格権—ハーバー判決」『ルーベンの憲法判例』111頁); 65, 1（本法）「平松毅「血口情報決定権と国勢調査—国勢調査法」部違憲判決」『ルーベンの憲法判例』111頁、なお、本判決を詳細に検証するが、松本和也「脚本権の保障と権利化（一）—（四）」[監修大坂井第5卷第1号]111頁、第1号 117頁、第2号 115頁]; 43, 242; 47, 327; 51, 369; 55, 37; 66, 155; 67, 202; ⑥ BVerfGE 6, 55（本法）「夫婦合算課税判決」115頁); ⑦ BVerfGE 32, 273; 52, 357; 55, 154; 84, 133; 85, 167; ⑧ BVerfGE 81, 242; 84, 212; ⑨ BVerfGE 7, 230; 14, 263; 71, 230; 89, 1; ⑩ BVerfGE 6, 290; 40, 141; 41, 126; 55, 349; 66, 39; 77, 170, 118。

(27) Ch. Starck, aaO., S. 64. ⑪ 「神奈川」 118 vgl. J. Isensee, Das Grundrechte auf Sicherheit, 1983, S. 33.

(28) 保護義務と闇連で、本判決（めぐら第11次墮胎判決）に接するが、多數の説がある。ハルハヤー vgl. W. Holzhüter, Konkretisierung und Bedeutungswandel der Menschenwürdenorm des Artikels 1 Absatz 1 des Grundgesetzes, Dissertations Druck Darmstadt 1989, S. 48ff., S. 271ff.; T. G. Steinacher, Menschenwürde als Verfassungsbegriff. Aspekte der Rechtsprechung des

- Bundesverfassungsgerichts zu Art. 1 Abs. 1 Grundgesetz, Duncker & Humblot 1990, S. 62ff.; O. Depenheuer (Hrsg.), G. Roellecke, Aufgeklärter Positivismus. Ausgewählte Schriften zu den Voraussetzungen des Verfassungsstaates, C. F. Müller Verl., 1995, S. 241ff. ノヨリ「妊娠母の基本権（胎児生命）保護義務——マク『妊娠及の家族扶助法』をもぐる憲法論を素材として」（名城法第411卷第11号、一九九三年）1117頁にて、「連邦憲法裁判所第11次墮胎判決における保護義務論の展開（一）」（名城法第411卷第11号、一九九三年）85頁にて参照。
- (29) ハニカム「基本法第一項第一項第一文と関連して、第二項第一項第一文は、一切の生命を保護するハニカム国家に義務で立る」(BVerfGE 46, 160, 164f; 49, 24, 53) とも表現われてゐるが如く。
- (30) Ch. Starck, aaO., S. 63 は、国防義務に関する諸判決(BVerfGE 38, 154, 167; 48, 127, 161; 69, 1, 22) がその例であるとする。ハニカムの解説では、國家が保護する基本権として、人間の尊厳、生命、自由及び所有権が挙げられる。
- (31) Ch. Starck, aaO., S. 63 は、ハニカムの例として、代理権の競業禁止に関する判決(BVerfGE 81, 242, 254f.) を挙げる。
- (32) Ch. Starck, aaO., S. 64.
- (33) BVerfGE 7, 198 (206f.). Vgl. Ch. Starck, aaO., S. 65 は、本判決において、「ハニカムの判決で問題となつたのは、だしきに立法者の保護義務ではない、ただ裁判官はこの権利の解釈をしなかつた。しかし、実質的には第三者の攻撃を防禦する国家の保護義務が問題だつたのである。」ハニカムの解説では、「ハニカムの保護義務とは、司法権が保護を願ふてやる憲法異議提起者の主觀的権利に対する応じこた」ハニカムの権利の再構成を示唆する。
- (34) Vgl. Ch. Starck, Über Auslegung und Wirkungen der Grundrechte, in: W. Heyde/Ch. Starck, Vierzig Jahre Grundrechte in ihrer Verwirklichung durch die Gerichte, Verl., C. H. Beck 1990, S. 26; jetzt in: Praxis der Verfassungsauslegung, S. 36ff. は、「基本権の客觀法的側面を媒介して、基本権の私法への影響を想定せよ」とあるが、あたかも法範囲をもつて、あたかも法範囲をもつて、私法関係における基本権の類推適用は正当化され得なし」とする。
- (35) Ch. Starck, aaO., S. 66ff.
- (36) BVerfGE 53, 30, 58: BVerfGE 88, 203, 254.
- (37) Ch. Starck, aaO., S. 69f. は、ノヨリの「連邦憲法裁判所は、審査深度(Nachprüfungstiefe) により、一般の抽象性を示す」という指摘したが、その例外として、第一次墮胎判決の、最後の手段としての刑法の投入(BVerfGE 39, 146ff.)、自由の制奪による判決との民事法上の責任法の介入(BVerfGE 49, 304, 323) を挙げる。
- (38) Ch. Starck, aaO., S. 86 は、「人間の尊厳を保護する国家の義務は、基本法第一項に明文により規定されてゐる。それ故に、

」のために特別な法教義学的理由では必要ない。基本法第一条第一項ははじめから、同条項は、国家に対して、古典的基本権と同じように不作為を命じているだけではなく、すなわち、国家の活動に限界を劃する（＝人間の尊厳の尊重）だけではなく、国家にまた人間の尊厳を保護するという、しかも、第三者の侵害からも保護するという積極的な責務をも課している、というように考えられている」と述べる。

- (39) この例としてシュタルクは、BVerfGE 88, 203, 205 を挙げる。「この（生命の）保護義務は、その根拠を基本法第一条第一項にもかく、同項は、国家に明文で人間の尊厳を尊重し、保護する義務を義務づけている。その対象と、—その対象から—人間の尊厳の程度とが、基本法第二条第二項を通じて、詳細に規定される。」彼は、この判示では、生命は、尊厳の前提として活用されているのではなく、基本法第一条第一項に替えて、別の基本権も投入され得る、というよりは定式化される、と論ずる。また、vgl. H. Dreier, Menschenwürdegarantie und Schwangerschaftsabbruch, in: DÖV 48. Jg., 1995. ハイアードは、本稿で、連邦憲法裁判所は、その第一次、第二次墮胎判決では、人間の尊厳に関し、もっぱら扱い手論という人的保護領域に終始し、人間の尊厳の内容と本質、保護法益または機能等の事物的保護領域は議論の中心にはなかつたことを前提に、「人間の尊厳の扱い手が存在する」ということが、自動的に人間の尊厳原則が適用される」ととなるのではない。生命は、…基本法第一条第一項が適用されるための必要条件ではあるが、十分条件ではない。これとは違つて、連邦憲法裁判所は、導出不可能かつ説明不可能なやり方で、尊厳保障（基本法第一条第一項）と生命保護（基本法第二条第二項）とを同一視した。だが、人間の尊厳は、人間の生命の保護とは同一でもなければ、基本法第二条第二項の侵害は、基本法第一条第一項の侵害とも同一でもない。したがつて、人間の尊厳保障と生命保護とは、連結してはならない」(S. 1037) として、「妊娠中絶の規律に関する憲法上の議論を、基本法第一条第一項の重荷から解放し、基本法第二条第二項の基礎に基づいて、堅固な、段階づけられた解決を追求する」ものである」(S. 1040)、と提唱する。
- (40) この例としてシュタルクは、BVerfGE 77, 170, 214ff.; 77, 381, 402f.; 79, 174, 201f. を挙げる。これらの判決を彼は、第一条第二項に含まれる客觀法的価値判断から、憲法上の保護義務を法秩序の全領域のために導出し、そして、とても簡単に、その無視が、利害関係人によって憲法異議であつて主張され得るし、また、第一条第二項第一文からその基本権の侵害が争われ得ると主張している、と批判する。
- (41) Ch. Starck, aaO., S. 73. シュタルクと同様に理由での欠損を指摘する、vgl. K. Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. III/1, S. 945. 聯邦憲法裁判所の以上の途の難点を避ける思考方法として、たゞやがマーベカーベクの謡べ「防禦権」の名の謡謡ともいふ、vgl. Ch. Starck, aaO., S. 73f.
- (42) Ch. Starck, aaO., S. 74ff.
- (43) Vgl. M. Sachs, Die Gesetzesvorbehalte der Grundrechte des Grundgesetzes, in: JuS 1995, S. 693ff.

- (44) Ch. Starck, aaO., S. 77ff.
- (45) K.-E. Hain, Der Gesetzgeber in der Klemme zwischen Übermaßverbot und Untermaßverbot?, In: DVBl Jg., 108, S1993, S. 984.
- (46) Ch. Starck, aaO., S. 79f., 87.
- (47) ハタタケタダ、J. Dietlein, Das Untermaßverbot, in: Zeitschrift für Gesetzgebung, 1995, 2, S. 133 の表現によれば、「立法者は、この範囲をもって基本権の出現の機会を除外する所: たゞねむ。一方で、原告保護の禁止の保持を他の権利を適用し得る必要な規律を通じて負担を課せられる者の側から、である。」Übermaßverbot もろび Untermaßverbot の範囲として、クラウス・シーテルン、小山眞司「過度の侵害禁止（比例原則）と衡量命令（1）（11・12R）」（名城法第4回目第11号～12号）（同上第4回目第11号～12号）（参考）による説明である「過度の侵害禁止」「原告保護の禁止」に従ふ。同「基本権保障における過度保護禁止の原則」（法学研究第六十八卷第十一号五二一七頁以下）も参照。
- (48) ハタタケタダ、憲法の範囲の比例原則を回義として用ひるべく、B. Remmert, Verfassungs- und Verwaltungsrechtsgeschichtliche Grundlagen des Übermaßverbot, C. F. Müller 1995, S. 2 は、「原告保護の範囲」が、比例性による概念を「重複使用する」を避けるため、国家行為の適切性、必要性による（狭義の）比例性による要請のための上位概念として用ひるべく。
- (49) BVerfGE 88, 203 (254) は、「保護の範囲と範囲を個別的決定するのと、立法者の責務である。憲法は、田縣もこの人の保護を規定するが、その形成を個別的規定してはしな。しかば、立法者が遵守しなければならなければ、原告保護の禁止（この概論）」vgl. Isensee in: Handbuch des Staatsrechts, Band V, 1992, §111 Rdnr. 165f.) である; やのふれり、「立法者は、憲法裁判所の範囲と認めよ」と読べ。
- (50) Vgl. Ch. Starck, aaO., S. 88, S. 81. ハタタケタダ同様な指摘をやむのと、たゞねむ。vgl. E. Denninger, Vom Elend des Gesetzgebers zwischen Übermaßverbot und Untermaßverbot, in: H. Däubler-Gmelin, K. Kinkel, H. Meyer, H. Simon (Hrsg.), Festschrift für E. G. Mahrenholz, Nomos Verlg., 1994, S. 569.
- (51) Ch. Starck, aaO., S. 88f, S. 81f.
- (52) ハタタケタダ、この点を除く、ある手段が適切かつ必要であるかが審査されねばならない、あなたが構成要件（＝事実）が該当すれば、まだ、予測が行なわれねばならないのが、この構成要件評価と予測に際しての困難が、不確実性だ、立法者の形成の自由たぬと述べてゐるやうだ、この立法者の自由は、保護の範囲のトドケ、最終の範囲のトドケもたゞ同様な範囲に及ぶ、ふう。いふこと

vgl. F. Ossenbühl, Die Kontrolle von Tatsachenfeststellungen und Prognoseentscheidungen durch das Bundesverfassungsgericht, in: M. Schröder, W. Löwer, U. Fabio, T. v. Danwitz (Hrsg.), *Freiheit, Verantwortung, Kompetenz*, Carls Heymanns Verl., 1994, S. 53ff.

THE MAMMALS OF ILLINOIS

(53) *兹處並無此之規範* vgl. R. K. Albrecht, *Zumutbarkeit als Verfassungsmaßstab. Der eigenständige Gehalt des Zumutbarkeitsgedankens in Abgrenzung zum Grundsatz der Verhältnismäßigkeit*, Duncker & Humboldt 1995, 65ff.

(54) K.-E. Hain, aaO., S. 984.

(55) K.-E. Hain, aaO., S. 983. また、彼は「扶助地は保護田畠を譲るに際して、公義の出発点原理の柱立である無田の溢産余地、植樹判断余地および形成余地を畠田に処理」、また、「ふじの郷々の余地が、あるいは農道上の統制密度を制限するにむだ、広く認められたる」(S. 984)として、共回決定判決(BVerfGE 50, 290 (332); いわゆる前掲栗城評議参照)が既に、衝突状況における過少保護の撤出が憲法の意義をもつてなされた、とする。マハム同様な立場をとる者もあるのは、K. Stern, *Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. III/2, 1994, §84, S. 813f, [小三論(1) | 九八頁以下]。いわゆる vgl. J. Dietlein, aaO., (Ann. 10), S. 132.

(56) 王國維著「社會政治之由來」，vgl. Ch. Gussy, Polizeirecht, J. C. B. Mohr 1993, S. 194ff.; F. Ossenbühl, Maßhalten mit dem Übermaßverbot, in: Freiheit, Verantwortung, Kompetenz (Anm. 52), S. 442.

(57) Vgl. J. Dietlein, Die Grundrechte in den Verfassungen der neuen Bundesländer, Verlag Vahlen 1993, 121ff  
 (8) Ch. Stärke 220 S. 82f

〔一九九六年七月一五日脱稿〕

追記

K・E・ヘインは、”Das Untermaßverbot in der Kontroverse,” in: ZG, 1996, 1, S. 75ff. ドーナムマークハイム(47)註(47)論文のみる、(強度の侵害禁止と廃少保護の禁止を回置する) ヘインの「回置刑論」批判は既やむ反批判にならざる。基本権の保護義務論なり。

〔一九九六年九月一二日〕